

町民の声



農業後継者青年部  
日向 守さん(谷口・34才)

金山町農業後継者青年部は、立ち上げから4年目を迎える。現在の会員数は13名(22歳から36歳)で構成されており、その内4名が今年度新しく仲間入りした会員です。

これまでの主な活動としては、年1回の先進地視察研修や依頼に応じた除雪ボランティアなどを行っており、更に今年度は会員のアイデアのなかから木質チップを活用した露地野菜栽培の立証実験にも取り組んでいきます。就農から10年未満の会員も多く、先進地視察研修においては経営方針、栽培技術等、各自大きな刺激を受けて帰ってきています。

また、経営部門がそれぞれ異なる会員が在籍していることもあり、様々な角度からの意見や情報を共有することができ、仲



青年部による視察研修

間づくりの場となつていきます。農業は1人ではうまくいかないこともある。いいことは学び、よくないことは日々改善、人との繋がりが一番大事だと感じていきます。青年部に入会したこと、他町村の若手農家の方々とも交流する機会があり、各地域においての課題や力を入れて取り組んでいる事業などを知りきっかけにもなりました。

金山町は農地が景観の一部でもあります。5年、10年先の町の農業の実態を見通しながら、まずは田畑を荒らさないという強い志を持ち、会員一丸となつて精進していきます。

なお、入会は随時募集しておりますので、事務局の役場産業課までお問い合わせください。

議会豆知識 No.4

● 議決権について(その2)

前回から引き続き、議会で議決権(地方自治法第96条第1項の議決権)について掲載します。議会で議決が必要な事項は次のとおりです。

1. 条例の制定または改廃 憲法で保障された自治立法権に基づいて、地方公共団体が制定できる法の一つで、法令に違反しない限り、地方公共団体事務とされた事項に制定できる。議会の議決がなければ、制定、改正、廃止はできない。
  2. 予算を定める 予算は、地方公共団体の毎年の収入と支出の計算書であり、住民が納めた税金等の使い道、行政サービスの計算書とされており、議会の議決で確定し、自治体の長(町長)が執行する。提案権は長のみとなっている。
  3. 決算の認定 決算は、会計における収入、支出の結果であり、決算の認定とは、予算がどのように使われ、どのような成果をあげたかを判定することにある。不認定でも決算の効力に影響はない。提案権は、長のみで修正権はない。
- 以下の項目については、次号に掲載します。

6月議会定例会は6月7日(火)～9日(木)の予定です  
町民の皆様のお待ちしています

編集後記

長い冬開ける季節は、雪解けとともに、自然の掟の中、春待つ樹木・草花が芽を出し始め、多くの動物たちが、冬眠から目を覚まし動き始めます。人間社会も卒業・入学、転出・転入、人事異動などにより、春の季節の動きをしていきます。

金山町議会事務局に、在籍「27年」と長きにわたり議会だよりに携わってこられました「高橋和枝さん」が、退職となりました。ご苦勞様でした。

四月からは、高橋さんの後任として「栗田政子さん」が、金山町議会事務局に配属となりました。

新たな春を迎え、新たな議事事務局体制で頑張っていきます。

(文責 早坂 憲明)

発行責任者	柴田 清正
議会議長	柴田 清正
議会広報常任委員会	
委員長	沼澤 道也
副委員長	中村 忠行
委員	高橋 芳夫
	高橋 浩樹
	早坂 憲明

